

災害時における避難施設としての施設使用に関する協定書

横浜市（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）との間において、横浜市内に災害が発生した場合における被災者の避難施設等として乙の管理する施設を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

なお、この協定は、「旧くぬぎ台小学校活用事業者公募」における要項（以下「募集要項」という。）「3土地利用条件（3）地域防災拠点（指定緊急避難場所・指定避難所）としての指定」に係る事項を確認することを目的とする。

（使用施設）

第1条 甲は、乙の管理する次の施設（以下「乙の施設」という。）を、次項各号に掲げる用途に用いるために使用するものとする。

| | |
|-------|---|
| 施設名称 | ●●●●（旧くぬぎ台小学校） |
| 所在・地番 | 横浜市保土ヶ谷区川島町1374 |
| 使用範囲 | 体育館、廊下部分及び6室を含むコミュニティハウス部分の他に、おおむね4～5教室 |

- 2 甲は、次に掲げる用途に用いるため、乙の施設を使用するものとする。
- 横浜市において災害が発生した場合において、当該災害により生じた被災者を収容するための避難所及び物資並びに情報拠点とするため
 - 募集要項における設備の点検や防災備蓄庫の備蓄品を入れ替えるため
 - 防災訓練や事前準備、打合せ等を実施するため
- 3 甲は、乙の施設を使用するにあたり、当該施設の安全確認を行うものとする。
- 4 第1項の使用範囲以外でも、状況に応じて、甲、乙協議のうえ、提供の対象とすることができる。
- 5 前項に定める使用範囲についても、本協定の条文を適用する。

（地域防災拠点及び指定緊急避難場所、指定避難所）

第2条 乙は、甲が、乙の施設を地域防災拠点、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4の指定緊急避難場所及び同法第49条の7の指定避難所（以下「地域防災拠点等」という。）に指定することについて同意する。

- 2 乙は、前条第1項に掲げる施設について、地域防災拠点等が満たすべき機能を担保し、施設管理者としての役割を果たさなければならない。
- 3 地域防災拠点等が満たすべき機能及び施設管理者としての役割は、「募集要項」に定めるとおりとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、地域防災拠点等の指定及び運営にあたり必要な事項は、甲、乙協議のうえ定める。

（施設の使用要請等）

第3条 甲は、第1条第2項各号に規定する目的のため乙の施設を使用する場合は、乙に対し、事前に要請するものとする。

- 2 乙は、甲からの要請を受けた場合は、使用の目的に応じて乙の施設の開錠等を行うものとする。
- 3 緊急その他やむを得ない場合は、被災者の要請又は乙の判断により本協定に基づき乙の施設を使用することができる。
- 4 乙は、甲が施設を使用するに際し、必要な鍵を複製して無償で貸与するものとする。

（避難者の対応）

第4条 収容した避難者の対応は、甲及び他自治体からの応援職員並びに地域住民等が行う。

（使用期間）

第5条 甲が乙の施設を使用することができる期間は、発災から3か月を限度とする。ただし、被災状況等に応じ、甲、乙協議のうえ、当該期間の短縮又は延長をすることができる。

（使用料）

第6条 甲が第1条第2項各号に規定する目的のため乙の施設を使用する場合は、施設の使用料は無料とする。

（光熱水費）

第7条 甲が、乙の施設を第1条第2項第1号の目的で使用している間の光熱水費は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲による使用と並行して、乙も乙の施設を業務運営のために使用する場合において、乙の使用に係る光熱水費が甲のそれを上回ると認められるときは、甲は、その一部の負担を乙に求めることができる。
- 3 前項の検討に当たっては、使用している乙の施設の床面積、使用実態の光熱水費に及ぼす影響等を総合的に勘案するものとする。
- 4 甲が、乙の施設を第1条第2項第2号又は第3号の目的で使用している間の光熱水費は、乙が負担するものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、甲の使用に係る光熱水費が莫大なものとなり、乙に負担させることが社会通念上相当でない認められる場合の光熱水費の負担割合については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（使用施設等の損壊等）

第8条 甲が、第1条第2項各号に規定する目的のため乙の施設を使用することにより、乙の施設に損壊等が生じた場合は、乙が現状復旧を行うものとし、当該現状復旧に要した費用については、甲がこれを負担しなければならない。

（施設変更等の報告）

第9条 乙は、乙の施設の改築等により当該施設の面積について変更が生じたときは、甲に対し、変更の内容を報告するものとする。

（協議事項等）

第10条 本協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲と乙が協議を行うものとする。

（有効期間）

第11条 本協定は、令和〇年〇月〇日から効力を発するものとし、甲、乙協議のうえ、特別の定めをする場合を除き、「募集要項」の契約期間に付随してその効力を継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市
横浜市長 ○○ ○○

乙 ●●●●●●
●●●●●
●●●●●●●●●●